

高校生の自動二輪車等の免許取得に関する意見交換会の概要

1 要旨

10月30日（金）高校生の自動二輪車等の免許取得に関する意見交換会を開催し、高校生の自動二輪車等の免許取得や、交通安全教育に関することについて、各出席者から意見を伺いました。

2 内容

(1) 日時：令和2年10月30日（金）10時から11時40分

(2) 場所：静岡県庁 西館4階 第1会議室C

(3) 出席団体等

- ・（一社）日本自動車工業会
- ・（一社）日本二輪車普及安全協会
- ・（一財）静岡県交通安全協会
- ・（一社）静岡県指定自動車教習所協会
- ・静岡県立高等学校PTA
- ・静岡県公立高等学校校長
- ・くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課
- ・静岡県警察本部交通部交通企画課
- ・静岡県教育委員会健康体育課（担当課）

(4) 概要

①免許取得に関する指導状況と経緯、本会の趣旨説明

- ・昭和57年8月、全国高等学校PTA連合会の全国大会において、いわゆる「バイクの3ない運動」が特別決議として決定した。
- ・以降、この決議を受けて本県の各県立高校では、校則の中で一定の制限をしてきた経緯がある。
- ・県教育委員会では免許取得等に通達等は制定していないが、交通事故防止と非行防止の立場で「3ない運動」を基本姿勢として指導してきた。
- ・平成29年8月、全国高等学校PTA連合会の全国大会において、「3ない運動」は各都道府県の高P連が独自展開することとなった。
- ・その後、県教育委員会では県高P連と協議を重ねてきたが、県下統一的な取扱いを定めようとする動きはないと承知している。
- ・現状、免許取得禁止としている高校、通学に配慮するため届出による取得を認めている学校がある。
- ・本県の交通事情、通学状況、命を守るための対策、自動二輪車等の免許取得について、それぞれの立場から意見を伺う。

②報告

ア 本県における高校生の通学状況と免許取得の状況

- ・昭和50年代には相当数の免許取得生徒がいたが、近年、全日制生徒の免許取得者は数人程度である。（令和2年度全日制0人）
- ・各高校において、通学でやむをえない場合に認めている。

イ 高校生に対する交通安全教育の実施状況、交通事故の状況

- ・県教育委員会では免許取得者を対象に県警、指定自動車教習所協会と連携して高校生の二輪車グッドマナー講習会を実施している。
- ・命のメッセージ展を開催している。
- ・高校生自転車事故防止対策検討会議を実施している。
- ・新中学1年生、新高校1年生に対し、自転車副読本を配布し、各学校で交通安全教育に活用している。
- ・自転車マナー向上キャンペーンを県下統一で年3回実施している。
- ・高校生事故の発生状況は自転車事故が7割となる。
- ・本年9月末の高校生の二輪車事故の発生件数は前年とほぼ同じであり、死者数は0人である。

③意見交換

(公立高等学校長)

- ・全面的にバイクの免許取得を禁止しているわけではなく、真に必要な生徒に対しては学校長の判断で許可している。
- ・教員、保護者の同意が得られるかという点が非常に大きく、全ての教育活動はそういった意向を無視することはできない。
- ・在学中に免許取得することについて、そもそも、利用しないのであれば取得する必要はない。
- ・遠距離通学が可能となる、休日の部活動等の移動を保護者に頼ることなく自力でできるなどのメリットは考えられる。
- ・自転車でも盗難があるのに、自動二輪車となれば盗難は増えると思う。
- ・新たな駐輪場の整備が必要となると思う。
- ・事故を起こせば加害、被害を問わず、生徒の一生に影響を与える。
- ・免許取得に時間をとられれば、学業がおろそかになる懸念がある。

(PTA)

- ・知っているだけでも片道17キロメートルを自転車で通っている生徒が2人いる。通学で認めてもらえれば負担は軽くなると思う。
- ・学校までの公共交通機関が少ない。
- ・休日、親の送迎の負担が減れば助かる。
- ・高校生は学業が主となるので、通学しながら教習所に通うとなれば、部活動や勉強に負担が掛かる。
- ・免許取得は認めるべきで、取得の判断は家庭がすべきで、学校は関係ない。通学で認めるかについては学校や教育委員会で判断すればよい。
- ・主体的な学び、行動ということが推奨されており、高校生自身が学びたいことを見つけ、そこに出向き、掴み取っていく学習が推奨されると思っている。
- ・免許取得によってそういった主体的な行動が促されることを期待する。
- ・交通事故の心配、費用の問題がある。様々な機会をもって交通安全に訴えていかなければならない。

(自動車工業会)

- ・個人利用のバイク使用は家庭に任せればよい。

- ・通学利用は学校長の判断という形で行えばよい。
 - ・これまでの禁止措置で得られた功績は、バイク事故の減少、過剰なバイク熱の沈静化、二輪車指導の教員の負担軽減、学業へ集中できる環境ができたことが挙げられる。
 - ・利用制限の弊害としては、隠れて免許取得している生徒に交通安全教育が届けられないことが挙げられる。
 - ・長距離の自転車通学の負担、電車・バスの通学費負担が増加している。
 - ・法定年齢になれば、生徒・保護者の意志で取得、利用が選択できるのが本来の姿である。
 - ・自主・自律を育む教育が大きく掲げられているので、今の3ない運動は矛盾がある。
 - ・我々、二輪業界は隠れて乗車している生徒も含めて、全ての高校生に交通安全教育を届け、交通事故を起こさない、起こさせない運転者を育成したいと考えている。
- (二輪車普及安全協会)
- ・学校の統廃合により通学距離が拡大している地域が多くなってきているので、通学でバイクが使えれば肉体的、時間的、経済的な負担は減ると思う。
 - ・女子生徒の下校時の防犯対策にもなると思う。
 - ・交通安全教育の実施体制の構築や指導要項等の見直しが必要だと思う。
 - ・免許取得によって交通安全教育が充実する。
 - ・リスクがあることを理解させる必要がある。
- (交通安全協会)
- ・高校生は18歳以下であり精神的にも未熟だと思う。
 - ・交通安全教育をすれば事故を防げるとは限らない。
 - ・従来が取組が事故の抑止につながっていることは明らかであり、現行制度を変える必要は無いと考える。
- (自動車教習所協会)
- ・静岡県は車社会であり、16歳から道交法や安全運転の訓練を積んで、18歳で普通免許を取得する時に更に知識とスキルを蓄えていく。
 - ・免許取得時だけでなく、二輪車グッドマナー講習会のように補充的に交通安全教育をやっていくことが必要と考える。
- (自動車工業会)
- ・無許可で免許取得している人数を把握しているか。
 - ・高校生の二輪車事故のうち、許可生徒と無許可生徒の状況は。
- (健康体育課)
- ・無許可で免許取得している生徒の人数は把握していない。
 - ・全日制生徒の二輪車事故は平成27年に1件あり、無許可で免許取得した生徒の死亡事故であった。以降、県教育委員会に事故報告は無い。
- (公立高等学校校長)
- ・無許可で免許取得している生徒数は調べようがない。

(二輪車普及安全協会)

- ・ 二輪車グッドマナー講習会は実態として定時制の学校に対してやっており、全日制に対しても平等にやるべきである。

(健康体育課)

- ・ 対象は免許取得者であり、定時制に限って実施しているわけではない。全日制にそういった生徒がいないので、定時制の実績があがっている。

④閉会

(健康体育課)

- ・ これまでの3ない運動の取組は、自動二輪車の事故防止や、子供たちの命を守るという観点から大いに成果を挙げたと評価している。
- ・ 学校現場としては、生徒、保護者、教員が連携して、子どもを育てていくという視点は欠かすことはできない。
- ・ 共通の理解をもって、ある一定の方向を見ながら、より良い方向へ進んでいくことが必要かと思う。
- ・ 今日頂いた意見を校長協会やPTA連合会に伝えて、各学校が実情を踏まえながら、検討していければよいと考えている。

(5) 次回以降

実施時期、実施方法、議事内容等も含めて、改めて事務局から連絡する。